

（）誠実・信頼・和を大切に！（）



広報

せきわい 水系

2013.6.1
第17号

上江幹線用水路完全復旧! ~安全通水可能に~



地すべり災害復旧工事の全景（上越市板倉区国川：平成25年5月9日現在）

写真提供：新潟県

平成24年3月7日に発生した大規模な地すべり災害（上越市板倉区国川）から1年が経過しました。一時は受益2,100haの水田の作付けが心配されましたが、仮回し水路による通水により、代かき・田植用水を供給することができました。そして被災した上江幹線用水路の復旧工事も順調に進み、この度、幹線用水路は4月10日に復旧通水いたしました。

国・県・市をはじめ関係各位のご理解・ご協力に改めて感謝いたします。

Contents もくじ

○第15回通常総代会理事長あいさつ	2
○平成25年度予算概要	4
○平成25年度事業概要	6
○維持管理基準決定	7
○国営関川用水地区の	
平成26年度着工に向けて	8
○お知らせ	10

土地改良区の概況

- 面積 6,767 ha
- 組合員 6,018名

〒943-0185 新潟県上越市大字長面14番地1
TEL【総務課】 025-522-5722 FAX 025-522-5724
【管理課】 025-522-5723
【整備課】 025-522-2447
【ダム管理課】 025-524-8800

- 発行：関川水系土地改良区
- 責任者：理事長 瀧澤純一
- 編集：総務課

URL <http://www.sekikawasuikei.com> E-mail info@sekikawasuikei.com



水系

平成24年度 第15回通常総代会開催



議事進行する柳澤議長（新道地区）



平成25年3月26日関川水系土地改良区第15回通常総代会が開催され、提案議案23件が原案どおり議決・承認されました。

理事長挨拶

はじめに

第15回総代会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。年度末何かとお忙しい中、御参集いただきありがとうございます。また、公務御多用のところ上越地域振興局農林振興部水澤参事様から御臨席を賜り誠にありがとうございます。

1年前、板倉区国川地内で大きな地滑りが発生しました。被災された方々に改めてお見舞い申し上げます。当改良区が管理しております上江幹線用水路も120mにわたり被災しましたが、国・県・市など関係機関の連携プレーによつて、短期間で見事仮廻し水路が完成し、受益2,100ヘクタールの水田が平年どおり作付けできましたこと、このうえなき喜びであります。また、幹線用水路の本復旧工事も順調に進捗し、雪消えを待つてつなぎ込み工事が完了すると聞いております。本日御臨席いただいております水澤参事様には、陣頭指揮を執つていただき大変ありがとうございました。今後ともよろしく御指導くださいますようこ

国川地内地すべり災害による 上江幹線用水路

県営ほ場整備事業の促進

農業農村を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、昨年末に政権交代があり、いわゆるアベノミクス（三本の矢）経済・財政・成長戦略の施策により、農業農村整備予算の復活に期待をしておるところでございます。平成24年度補正と平成25年度予算案を合わせると大幅削減前の平成21年度を若干上回つていると聞いております。

継続中の県営ほ場整備事業6地区についても、2月補正で5億7,450万円の割当てがあり、完工に向け大きく前進しました。しかし、1年限りの増額では早期完了は望めませんので、当改良区としては、継続して予算確保が図られるよう、関係団体と連携し国及び県に対

の場を借りてお願い申し上げる次第です。

また、災害復旧事業費の地元負担についても、補助率嵩を重ねた結果、4億5,300万円の事業費に対して当改良区の負担分が約700万円となり、当初想定していた地元負担金より安くなりました。関係御当局、特に上越市の対応に感謝しております。この地元負担金については、昨年の臨時総代会で説明したとおり土地改良区の一般財源で対応することとしました。

瀧澤理事長 新潟県土地改良事業団体連合会理事に就任

去る3月21日、土地改良事業団体連合会第55回通常総会で瀧澤理事長が選任され、同日就任されました。

上越地域の土地改良事業の促進はもとより、新潟県の農業農村整備事業の推進に向けて、その活躍が期待されます。

いではようやく先が見えてきました。一方、昭和30年代後半から昭和50年代に県営ほ場整備事業などでa区画で整備された板倉・清里・高士・三郷地区などは、農業生産法人も多く組織されており営農意欲が非常に高い地域です。しかし、整備後35年～50年近く経過し、用排水路等施設の劣化や老朽化により、修繕や改修が必要な箇所が多く存在します。地元町内会からの相談も多く、当改良区としてもその対応を新潟県に相談し、検討しているところでした。そのような中、政権交代を契機に、「国土強靭化・競争力強化」を目的に「農業水利施設保全合理化事業」などの新規事業が創設されました。

この「農業水利施設保全合理化事業」は、農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備

国営「関川用水地区」の着工を目指して

関川二期地区につきましては、昨

大区画ほ場整備事業の面工事についてはようやく先が見えてきました。一方、昭和30年代後半から昭和50年代に県営ほ場整備事業などでa区画で整備された板倉・清里・高士・三郷地区などは、農業生産法人も多く組織されており営農意欲が非常に高い地域です。しかし、整備後35年～50年近く経過し、用排水路等施設の劣化や老朽化により、修繕や改修が必要な箇所が多く存在します。地元町内会からの相談も多く、当改良区としてもその対応を新潟県に相談し、検討しているところでした。そのような中、政権交代を契機に、「国土強靭化・競争力強化」を目的に「農業水利施設保全合理化事業」などの新規事業が創設されました。

この「農業水利施設保全合理化事業」は、農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備

し積極的な要望活動を進めてまいります。

新規事業を活用した 土地改良施設の補修・更新

等を支援するものです。本事業による診断・調査の費用は国費100%助成ということから、当改良区では、老朽化・劣化した施設設備の総合的な診断と更新時期を迎える揚水機場と水路・水門等の機能診断を行うべく申請し、先般採択されたところであります。

その他、平成23年度から団体営で取り組んでいる農業体质強化基盤整備促進事業は、平成25年度までの期限付事業でしたが、この事業名称が「農業基盤整備促進事業」となり、事業内容は基本的に引き継がれ、更に期限がなくなり継続されることとなりました。

土地改良区の本来業務は、用水管理と土地改良施設の維持保全です。関川水系土地改良区では、これらの事業を積極的に活用し、組合員の要望実現と土地改良施設の整備、水管理の合理化を図つていきたいと思います。

本事業では、ダム本体や観測機器の老朽化・劣化対策のほか、幹線用水路の補修や安全施設の修理設置を希望すると同時に、小水力発電所を建設し、その収益を土地改良区の維持管理費に充當し、農家負担の軽減を目指していきます。

なお、高補助率の国営事業は、全国でも希望地区が多いことから、地



質問する総代



さて、本日上程いたします案件は、平成24年度補正関係8件、平成25年度事業計画・予算・附帯議案10件、諸規定改正3件、報告1件、決議1件、併せて23件であります。慎重審議いただき議決・承認くださいますようお願い申し上げまして開会の挨拶と致します。

年3月の総代会で総代の皆様から、事業推進の決議を頂きました。皆様の御理解・御協力のおかげで、順調に平成26年度着工を目指し推移しているところです。地区名も「関川用水地区」と名称を変更するなど、ようやく着工に向けて具体的になつてまいりました。今後は、組合員に向けて事業計画概要の説明を行うとともに、同意徵集などの手続を進めてまいりますので、総代の皆様方からも組合員への周知をよろしくお願ひいたします。

本事業では、ダム本体や観測機器の老朽化・劣化対策のほか、幹線用水路の補修や安全施設の修理設置を希望すると同時に、小水力発電所を建設し、その収益を土地改良区の維持管理費に充當し、農家負担の軽減を目指していきます。

なお、高補助率の国営事業は、全国でも希望地区が多いことから、地

新たな維持管理基準による 維持管理計画書の整備

合併から7年目に入り統一した管理基準による「維持管理計画書」の策定を進めておるところですが、昨年から実質的に新基準による維持管理を行っております。維持管理計画書は、土地改良区の本来業務の根幹を示すものでありますので、総代会議決と組合員の同意をもって新潟県知事の認可が必要となります。

この書類整理作業が若干遅れておりましたが、次回の臨時総代会に提案し議決を頂く予定であり、更に組合員の同意徵集は、「関川用水地区」についています。

元土地改良区は一日も早い着工を望んでいるという熱意を示し、「関川用水地区」の平成26年度採択・着工を確実にするため、本日の会議の最後に「平成26年度事業着工要望決議」を提案しますので、是非とも賛同くださるようお願いいたします。

一般会計予算は 8億3,269万円

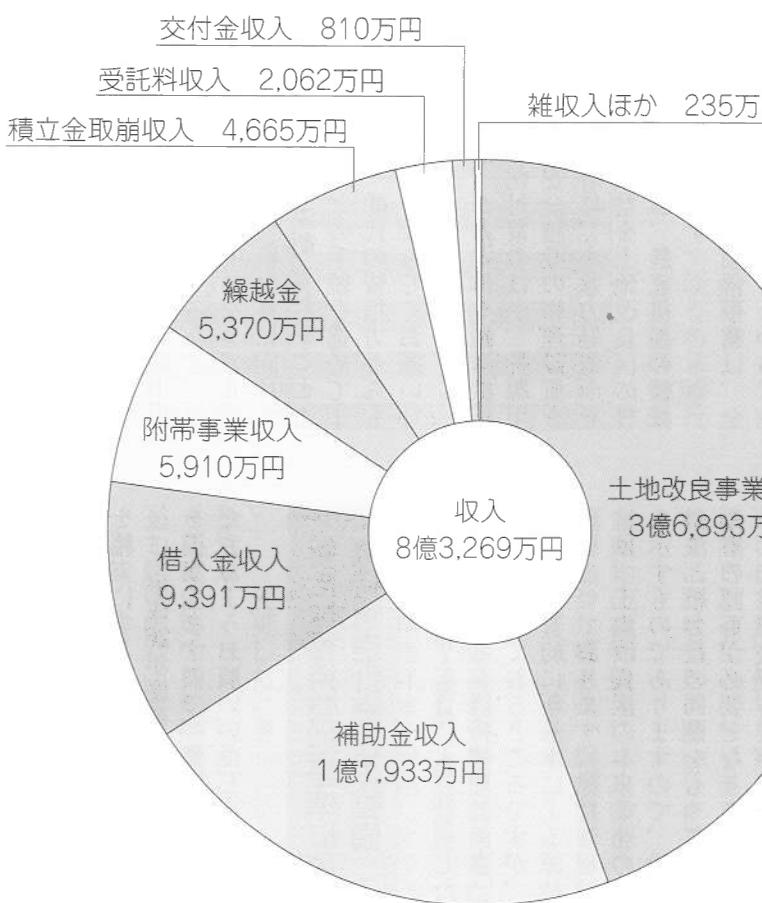
積立金会計予算合計 15億7,837万円

予算とは、土地改良区がその年に行う事業に必要な金額を見積もり、集計すると同時に、一年間の収入についても見積もります。土地改良区理事は、この事業計画と予算案を、土地改良区の最高意思決定機関である総代会に提案し、議決を経た後、法令・定款・諸規定に従い執行することになります。



【予算概要】

平成25年度関川水系土地改良区の予算は、厳しい農業情勢の中、持続的な土地改良区を目指して、補助事業を導入した土地改良施設の改修・維持・保全に重点を置いた予算案を作成しました。また、本年度より、従来の一般会計・ほ場整備事業特別会計・揚水機場維持管理費特別会計の3会計を、一般会計に統合しました。平成23年度より農林水産省は土地改良区会計の複式化を推進しており、関川水系土地改良区においても、近い将来、会計の複式化は必要ということで、農林水産省が示す会計基準に準拠した会計区分を採用したものであります。



土地改良事業収入の内訳

● 経常賦課金

1億5,941万円

単価 1,500円/10a ~ 3,000円/10a

● 揚水機場維持管理費賦課金

6,019万円

単価 1,400円/10a ~ 3,700円/10a

● 事業償還金関係賦課金

1億2,258万円

● 転用決済金収入

275万円

● 負担金収入

2,399千円



予算を審議する総代

土地改良施設の改修・維持・保全に重点

平成25年度予算概要



平成25年度事業概要

【事業基本方針】

- ①県営事業の促進
- ②補助事業を活用した土地改良施設の整備
- ③国営関川用水地区の推進

■県営ほ場整備事業(6地区)【継続】

14億900万円

暗渠排水

1,218万円

2ヶ所

■農用地保全(畔シート等)3ヶ所

1,100万円

5ヶ所

■池整備)「青野地区」【継続】

4,000万円

区画拡大(水路なし)

1,250万円

2ヶ所

■団体営基盤整備促進事業「三田地区」【H24繰越分】

1,304万円

区画拡大(水路変更あり)

260万円

2ヶ所

■団体営農業経営高度化支援事業(6地区)【継続】

295万円

■土地改良施設維持管理適正化事業 【継続】

抛出地区

13地区(うち新規6地区)

三和西部地区
三和南部地区
中江北部第2地区
津有南部第2地区
津有南部第1地区
新道地区

43万円
50万円
50万円
50万円
50万円
43万円

・平成25年度実施地区
「馬屋地区」下原用水伏越工事

900万円

■農業基盤整備促進事業「関川第2地区」【継続】

7,467万円

■高度経営体集積促進事業(2地区)
【継続】

450万円

■農業用用排水施設

4,626万円
7ヶ所

高土西部地区

728万円

■農業水利施設保全合理化事業 【新規】

機能保全計画策定事業
関川地区

施設計画策定事業
関川東部地区

1,000万円

震災対策農業水利施設整備事業
ため池4ヶ所
新潟県が実施

4,180千円

■震災対策農業水利施設整備事業 【新規】

■県営ほ場整備事業に係る換地業務 受託(5地区)【新規】

1,256万円
629万円

三和西部地区

三和南部地区

中江北部第2地区

津有南部第2地区

津有南部第1地区

59千円

■県営ほ場整備事業に係る換地更正 業務(4地区)【継続】

1,040万円
330万円

三和西部地区

三和南部地区

中江北部第2地区

津有南部第2地区

190万円

管内の県営事業の進捗率

単位:千円

事業名	地区名	総事業費	H24まで事業費 進捗率	
			進捗率	進捗率
ため池等整備	青野	118,400	107,952	91.2%
	小計	118,400	107,952	91.2%
ほ場整備事業	三和西部	3,512,975	3,075,600	87.5%
	三和南部	4,628,996	3,799,000	82.1%
	中江北部第2	8,923,480	6,554,304	73.5%
	津有南部第2	3,594,243	2,722,000	75.7%
	津有南部第1	3,550,107	2,339,629	65.9%
	新道	1,755,606	1,052,900	60.0%
小計		25,965,407	19,543,433	75.3%
合計		26,083,807	19,651,385	75.3%



三和南部地区の工事の様子

新たな維持管理方法にご理解・ご協力を

関川水系土地改良区施設維持管理基準決定

合併後5ヶ年は旧土地改良区の維持管理方法を継承するとして土地改良施設の維持管理を行ってきました。そして今回関川水系土地改良区の新しい統一された維持管理計画の概要(維持管理基準)を決定したところです。維持管理計画書は、土地改良区の本来業務の根幹を示すものでありますので、総代会議決と組合員の同意をもって新潟県知事の認可が必要となります。

組合員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

関川水系土地改良区施設維持管理基準

(趣旨)

土地改良区は用水と土地改良施設の管理主体であり、その運営は組合員の賦課金で賄われています。本来ならば、末端施設まで土地改良区で維持管理すべきものであります。

関川水系土地改良区では、維持管理の範囲を調整・見直しすることにより、組合員負担の増加を抑制し、公平で円滑な維持管理、さらに施設の長寿命化のため下記の通り維持管理基準を定めます。

(管理の区分)

※維持管理の内容別(種類別)に、管理方法・費用負担は異なりますが、概ね次の通りとなります。

1. 土地改良区が維持管理をする農業用施設

①国県営事業で造成された農業用施設で関川地区土地改良区連合(以下「関川連合」という。)より管理委託を受けている施設及びそれに付帯している施設

笹ヶ峰ダム・関川右岸幹線用水路・上江幹線用水路・中江幹線用水路・大道子安幹線用水路・稲荷中江幹線用水路・子安頭首工・戸野目川頭首工・関川頭首工・矢代川頭首工・大熊川頭首工・別所川頭首工・飯田川頭首工

②県営事業で造成された農業用施設で新潟県より譲与を受けている施設及びそれに付帯している施設

参賀幹線用水路(水管橋)・中江幹線用水路(予備)・県営川浦幹線用水路・県営上江幹線用水路・県営松野木用水路・県営中江1号~5号幹線用水路・県営野田江幹線用水路・県営子安幹線用水路・県営大道幹線用水路・県営稻荷中江幹線用水路・名柄堰頭首工・真虫電動揚水機・補給ポンプ施設8箇所

③排水受益面積が100ha以上の排水路で、上流端の排水面積が概ね100haまでの区間

上江保倉第1~1号・上江保倉第1~2号・上江保倉第2~1号・上江保倉第2~2号・板倉西部第1号支線・板倉西部第2号支線・三和南部久保田川・板倉第4号・板倉第2第2号支線・板倉第2第3号支線・清里第3号支線・高士重川・高士曾根・高士浦梨・東中島小・重川支線・重川幹線・中江北部第1支線・中江北部第2地区堂野川・津有南部第1地区第1号幹線・有田八町内会幹線・三郷地区笛吹川幹線・新道地区上島幹線・茨沢排水路・菖蒲川排水路

④上記、用排水路で地元管理団体(町内会等)と維持管理協定(委託)を土地改良区の基準で締結した場合は、管理を委託できるものとする

2. 地元管理団体(町内会等)に維持管理をお願いする農業用施設

①上記1以外の農業用施設

団体営用水路・県営排水路(排水受益100ha以下)
団体営排水路・農道

②県営ほ場整備事業で造成された農業用施設

用水路・排水路(受益100ha以下)・揚水機場・ため池・バイパス等

(管理の内容)

- ①かんがい期間における水利調整(笹ヶ峰ダム・野尻湖・幹線用水路等)
- ②用排水路の巡視及び点検、草刈り、堆積土砂浚渫等の機能維持
- ③降雨時の用水の減水・断水並びに余水吐の調整等洪水予防並びに水難等事故防止に努める
- ④用排水路並びに取水ゲート・安全施設の点検整備

(工事について)

①土地改良区が維持管理をする施設で工事を計画する場合は、事業規模・受益面積・施設の状況等を考慮し、補助事業導入等検討、理事会で決定の上進める。急を要する場合また補助事業導入が困難な場合及び小規模(概ね100万円未満)修繕工事は、理事長の判断により直営施工若しくは業者委託ができる。

②上記①以外の施設において、工事の必要な場合は要望を取りまとめ、理事会(緊急な場合は理事長)に諮り土地改良区の基準により、工事費の助成をすることができる。

(水源管理助成金について)

独自の水源及び用水補給ポンプ等により用水を確保している地元管理団体(町内会等)の施設に対して、理事会に諮り土地改良区の基準により助成することができる。

参賀用水路・岡沢頭首工・青野池・熊田頭首工・本郷頭首工・笹川頭首工・立合頭首工・犀ヶ池・石坂池・不動池・舟橋池・下達池・津倉田揚水機場・下野揚水機場・満中堰・重川取水門・丑沢池・竹ノ越用水・越田用水・六ヶ村用水・八ヶ村用水・どじょう江用水ほか・岡木溜灌給用水路・五野井堰

(災害時の対応について)

土地改良区管内の農業用施設が被災した場合は、速やかに新潟県・上越市並びに妙高市へ被害届を提出し、災害復旧事業申請を要請する。ただし、緊急に応急工事が必要な場合は県・市と協議の上、直営工事若しくは業者に委託することができる。



国営かんがい排水事業「関川用水地区」事業着工の必要性について

背景

上越地域の農業は、一級河川関川によつてもたらせられた肥沃な土壤での稻作を中心とする土地利用型農業として発展してきました。そして良食味で高品質な米を安定して全国に供給する食料生産基地として、その役割が期待されているところであります。

良食味で高品質な米づくりを安定的に維持するためには、用水の安定供給が不可欠であり、当地域では 笹ヶ峰ダムを中心に農業用水の確保を図ってきたところです。

現状

上越地域のダム・頭首工・用水路等の基幹的な農業水利施設は、国営関川農業水利事業（S43～S58）によって築造され、中でも笹ヶ峰ダムは、供用後すでに33年が経過し、これまでの調査によれば、堤体本体には変形・変状など構造的な機能低下は認められないものの、ダムコンク

リート施設の劣化や鋼構造物の腐食が進んでいます。特に、ダム監視施設や電気機器は老朽化により故障が頻発しており、製造中止部品も多く代替品の調達に時間がかかり、今後は修理不能が予想されるなどダム管理に支障をきたしています。また、幹線用水路の一部では、不同沈下による目地部のずれ等、老朽化が進んでおり、その補修と更新整備が急務となっています。

関川地区土地改良区連合では、事業費負担に当たり、基本財産積立金の4億円を笹ヶ峰ダムの老朽対策費などに充てることを決定しました。不足分や幹線用水路補修費は各受益土地改良区負担となります。

事業化に向けての調査計画

このため、平成23年度より国営土地改良事業地区調査「関川二期地区」として現在北陸農政局で調査が進められています。

ダム監視施設などの状況から早期事業着工を強く要望するものです。

また、笹ヶ峰ダムの取水落差を利用した小水力発電は、電力の供給と共に土地改良施設の維持管理費の負担軽減に役立つだけでなく、環境への負荷の軽減にも資するものです。

事業費と負担額

平成24年度までの地区調査により、総事業費は130億円で、関川地区土地改良区連合の事業費負担は6億4,700万円になります。

関川地区土地改良区連合では、事業費負担に当たり、基本財産積立金の4億円を笹ヶ峰ダムの老朽対策費などに充てることを決定しました。不足分や幹線用水路補修費は各受益土地改良区負担となります。

農家負担額

関川水系土地改良区の負担額は2億3,500万円ですが、合併前の笹ヶ峰ダム受益の各土地改良区では将来の事業化を想定し、事前に積立していった経過もあり、その積立金額は、現在の基本財産積立金や財政調整基金積立金の財源になつていることから、受益組合員からは、直接徴収せず、土地改良区の積立金で支払いすることを決定しました。

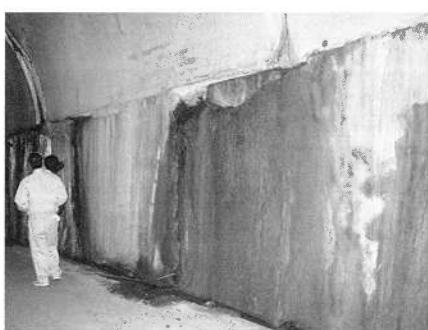
国営「関川用水地区」に名称を変更 平成26年度着工を目指す

関川二期地区

◇直接の農家負担は無し・積立金で対応予定◇



ダム余水吐ゲートのコンクリート
ひび割れによる老朽化



下流管理用トンネルの凍結による劣化



取水ゲートの腐食による劣化

笹ヶ峰ダム小水力発電所構想図



国営関川用水地区の事業同意に 皆様のご理解とご協力を

総代会で事業議決

西野発電所へ

平成25年3月26日の総代会で、事業着工要望決議を提案し、出席した総代全員の賛成により決議されました。

高補助率の国営事業は、全国でも希望地区が多く、平成26年度着工を目指すには本年度の対応が重要であることから、時期を逸することのないよう、概算要求作業の始まる4月下旬から、関川連合所属土地改良区・新潟県・上越市・妙高市とも連携して要望活動と着工準備を進めます。

**事業同意は
26年1月以降を予定**

円滑な事業実施に向け、事業内容について組合員の理解を深めてもらうため、パンフレットの作成、説明会の開催等を進めてまいります。また事業同意については、現在、土地改良法上の資格者を精査しているところです。それがとりまとまつた後、平成26年1月以降事業同意をお願いいたします。

【施設規模】

最大使用水量：3.7 m³/ s
最大出力：983 kW
導水管口径：φ 2100
売電単価：30.45 円/kWh
※再生可能エネルギーの全量
買取制度による価格で20年間

**小水力発電で
維持管理費の軽減を**

本事業では、笹ヶ峰ダムに小水力発電を設置する計画です。

昨年7月に固定価格買取制度の運用が開始され、再生可能な自然エネルギーへの期待が高まっています。

一方、本地区では、区域のほぼ全域に渡ってほ場整備が実施され、加圧揚水機場によるパイプラインで配水されています。管内68箇所の土地改良施設の年間電気料金は約2,800万円（H22実績）に達しています。このため、笹ヶ峰ダムの取水落差を利用した小水力発電の売電収益で、これらの土地改良施設全般の維持管理費に充当したいとの地元要望に基づき検討した結果、最も維持管理節減効果が高い発電施設規模等は次のとおりとなりました。



平成25年度県営ほ場整備事業関係賦課金単価

(10 a当たり)

地区名	種別	地目	賦課単価
三和西部	ほ場整備事業費	田・畠	4,253
	揚水機場維持管理費	田	1,600
	工事連絡調整費	田・畠	200
上江保倉	ほ場整備事業費	田	1,335
	揚水機場維持管理費①～④	田	2,200
	揚水機場維持管理費⑤	田	2,400
三和南部	ほ場整備事業費	田	3,191
	ほ場整備事業費	畠	1,914
	揚水機場維持管理費	田	1,700
板倉西部	工事連絡調整費	田・畠	200
	換地更正業務費	田・畠	168
	ほ場整備事業費	田・畠	2,102
高士西部	揚水機場維持管理費①	田	2,000
	揚水機場維持管理費②	田	3,200
	ほ場整備事業費	田・畠	2,926
重川上流	揚水機場維持管理費	田	2,200
	調査費	田・畠	417
	ほ場整備事業費	田	971
上千原	ほ場整備事業費	畠	324
	揚水機場維持管理費	田	2,400
	調査費	田・畠	305
中江北部第1	ほ場整備事業費	田	2,718
	ほ場整備事業費	畠	906
	揚水機場維持管理費	田	2,500
中江北部第2	調査費	田・畠	507
	ほ場整備事業費	田・畠	5,214
	揚水機場維持管理費	田	2,300
津有南部第2	調査費	田・畠	483
	ほ場整備事業費	田・畠	4,720
	揚水機場維持管理費①	田	2,000
津有南部第1	揚水機場維持管理費③	田	2,900
	揚水機場維持管理費③未着工区域	田	1,400
	揚水機場維持管理費④	田	1,900
保倉中部	揚水機場維持管理費⑤	田	2,000
	揚水機場維持管理費⑥	田	1,700
	工事連絡調整費	田・畠	200
保倉西部第1	換地更正業務費	田・畠	222
	調査費	田・畠	435
	ほ場整備事業費	田・畠	5,324
重川	揚水機場維持管理費②	田	2,200
	揚水機場維持管理費③	田	2,500
	工事連絡調整費	田・畠	200
東中島	換地更正業務費	田・畠	250
	調査費	田・畠	339
	ほ場整備事業費	田・畠	3,135
津有南部第1	揚水機場維持管理費	田	2,700
	工事連絡調整費	田・畠	200
	換地更正業務費	田・畠	250
保倉中部	ほ場整備事業費	田・畠	7,430
	揚水機場維持管理費	田	3,700
	ほ場整備事業費	田・畠	5,273
重川	揚水機場維持管理費	田	2,800
	揚水機場維持管理費	田	2,200

平成25年度賦課金について

本年度の賦課金は、平成25年4月1日時点の土地原簿に基づき計算されます。詳細は次のとおりです。



第2期 平成25年10月4日（金）

特別賦課金

事業対象区域

100%

第3期 平成25年11月15日（金）

経常賦課金

一般区域

50%

揚水機場維持管理費賦課金

客水・上江上区域

50%

事業事務費賦課金

一般区域

50%

工事連絡調整費賦課金

一般区域

50%

換地更正費賦課金

一般区域

50%

当改良区では、便利な口座振替契約を推奨しています。希望の方は、総務課課係までお問い合わせ下さい。(5222-15722)
□座振替可能な金融機関は、次の通りです。
 ・えちご上越農業協同組合
 ・第四銀行
 ・新井信用金庫
 ・ゆうちょ銀行
 ・上越信用金庫

6月中旬に賦課金納入通知書を組合員の皆様宛に送付いたします。
 □座振替契約をされている方は、期日までに残高確認をお願いします。

賦課金の納入は口座振替で

※北越銀行は振込手数料がかかりますのでご注意下さい。

忘れないですか?
土地改良区への届け出

- ※ 注意
- 農地の権利異動があつたとき
(売買・交換・賃貸借等)
- 農業者年金を受給しようと
るとき(経営移譲)
- 組合員が亡くなられたとき
変更したとき
- 賃貸借等の契約期間が満了の場合
も届け出が必要です。
- 当年、3月31日を過ぎての届け出
は、翌年度からの変更となります。

農地の権利異動・組合員資格の変更には、届け出が必要です。農業委員会に届け出済み、あるいは登記が完了したので、自動的に土地改良区の土地原簿も変更されるとお考えの方も多いようですが、土地改良法では、法第43条第1項に資格喪失の通知義務により、組合員の皆様からの届け出が無い限り、変更前の状態で賦課されることになりますので、忘れずに届け出をお願いします。

職員新規
採用試験のご案内

平成26年4月採用分 笹ヶ峰ダム勤務正職員

笹ヶ峰ダムを管理する重要な仕事です。真面目、積極的、意欲、向上心をもった優秀な人材を求めていきます。

■職種 技術系一般職（電気等の専門知識がある人優先）

■採用人数 1名

■資格 大学新卒～30歳未満の方（四年制大学卒業が条件）

①2013年度（2013年4月～2014年3月）に四年制大学を卒業見込みの方

②四年制大学を卒業された方で2014.4.1時点で30歳未満の方（※昭和59年4月2日以降に生まれた方）

■勤務地 笹ヶ峰ダム

■選考方法

①書類選考 ②筆記試験（一般教養と作文）

③面接試験

■スケジュール

受付期間 7月1日～8月31日

選考試験 書類選考 9月上旬

筆記試験 9月中旬

面接 9月下旬

内定 10月1日

※詳細は、総務課（522-5722）までお問い合わせ下さい。

公共事業の転用にも 届け出が必要です

○地区除外申請と決済金は必要！

当改良区管内で公共事業用地（道路、河川等）として、農地を売渡し寄付した場合でも土地改良法第42条第2項により、地区除外申請と決済金の納入が必要です。

○決済金の負担はどちらが…？

公共工事の用地買収契約調印の際は、除外申請、転用決済金等の問題も、十分、事業主体と協議し、土地改良区への申請をお願い致します。

○除外申請後は決済金の納入を！

地区除外の申請後、決済金を納入

いただかないと土地原簿から面積を減らすことができないため、從前どおり賦課されますので、ご注意下さい。

浄化槽設置の際は届出を…

○水路使用申請が必要です！

浄化槽設置の際、排水先が公共下水道に接続されていない場合は、土地改良区に確認をお願いします。

その他、手続き等で、ご不明な点がございましたら、業務課管理係（522-5723）までお問い合わせ下さい。

ストップ不法投棄

用排水路やため池にゴミを捨てる通水障害が起こり、充分な水量が流れないばかりか、水路がせき止められ水があふれる場合があります。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。



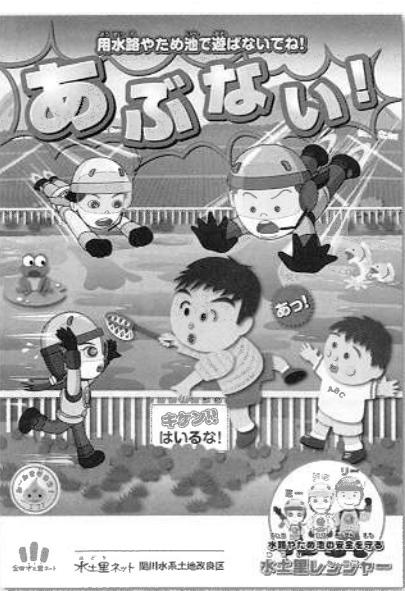
不法投棄されたバイク

たちも外で遊ぶ機会が増えているのではないか？

当改良区管内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や組合員資格を交替する場合、その土地に滞納賦課金があると新しくその土地を取得した組合員に滞納賦課金を支払う義務が生じることになります。【法

第42条第1項（権利義務の承継）】

ご注意を 滞納賦課金は新しい組合員に承継されます



用水路やため池で遊ぶ子はダメ

水難事故防止に皆様のご協力を！

日々増しに日々差しが強くなり、子供

上越市はじめ国・県の関係各位に感謝



▲復旧工事で通水が可能となった上江用水路



▲被災時の上江用水路

在職中は、永きにわたり無事勤務できましたことは、ひとえに組合員様の温かいご指導とご厚情の賜と心より厚く感謝いたしまして御礼申し上げます。

これから土地改良区の発展と組合員様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、退職のご挨拶



定年退職（3月31日付）
小川節子（前総務課副課長）
退職ごあいさつ

このたび3月31日をもちまして定年退職いたしました。

人事異動

上江幹線用水路完全復旧

上江幹線用水路が4月10日に復旧通水しました。今後は、仮用（パイプス管路）の撤去が6月から始まり、9月中旬に完了となる見込みです。

また、この災害復旧工事の土地改良区負担金（分担金）も上越市の配慮をいたき当初想定した金額より大幅に軽減される見込みです。

夏休みの自由研究はこれで決まり!!

農業用水水源林現地学習会開催

8月4日(日)
予定

～どうして上越のお米はおいしいの？～

大好評につき、「農業用水水源林現地学習会」を今年も開催します。

上越米がなぜおいしいのか？現地で「農業用水と水源林のかかわりについて」ふれてみることで、その秘密がわかります。ぜひ、この機会に参加してみませんか？



開催日時：平成25年8月4日（日）

午前8時開会～午後5時閉会予定

集合場所：関川水系土地改良区

対象者：親子・町内会等団体を優先（先着受付順）

参加費：無料（昼食をご持参下さい）

その他：自由研究の題材を用意します

詳細な行程等については後日、町内会を通じて連絡いたします。

とさせていただきます。有り難うございました。

編集後記

妙高山の雪解けが進み、跳ね馬も姿を現し、春を迎えたことをしみじみと感じております。農業は、情勢の厳しさを多方面で叫ばれていますが、早い雪解けを期待しています。

表彰

新潟県土地改良事業団体連合会上地改良功労者表彰（勤続25年以上）

平成25年3月21日
総務課長 松橋 聰（25年）
業務課副課長 横田忠幸（25年）

昇任
ダム管理課 課長 小嶋利喜夫（ダム管理課副課長）
異動
ダム管理課 参事 笹川満（ダム管理課課長）
業務課整備係主査 池田康広（業務課整備係主査）
総務課庶務係主査 増村剛（総務課庶務係主査）
総務課会計係主任 小山美江子（業務課管理係主任）